



りそな銀行アジアニュース

2017年1月6日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

中国人個人の外貨購入並びに外貨海外送金に関する規制について

2016年12月31日、中国国家外貨管理局責任者による記者会見があり、2017年1月1日から中国人個人の外貨購入並びに外貨海外送金に関する規制がさらに厳しくなる見込みです。規制対象は中国人個人の海外向け不動産購入資金、投資資金等となります。

今回の規制背景について、中国マスコミでは次のように報道されています。2016年12月7日中国人民銀行発表の中国11月外貨準備高は30,515.98億米ドルとなり、前月比690.57億米ドルの減少、減少幅2.2%と2016年7月以来5ヶ月間減少しています。外貨準備の急激な減少により、国の金融安定、過度な人民元安、中国から海外への資本流出にも影響が出ている模様です。

項目	内容
両替金額	年間5万米ドル相当（従来通り、変更なし）
制限項目	自分の外貨購入枠を他人が利用することはできない。海外での不動産購入、証券投資、保険商品並びに投資を目的としたファンド商品の購入などができない
外貨購入可能な項目	旅行、留学、商務活動、親族訪問、海外での医療受診、貨物貿易、非投資性保険、コンサルティング業務等
その他規定	購入外貨の予定使用期日を申告
違反行為の処罰	上記規則を違反する場合、その後2年間の両替枠が取消され、更に違法行為金額の30%あるいは5万人民元以下の罰金

現在のところ、この規制は外国人駐在員、外資企業を含む法人の海外送金に直接的な影響はありません。

以上

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。
* 禁無断転載